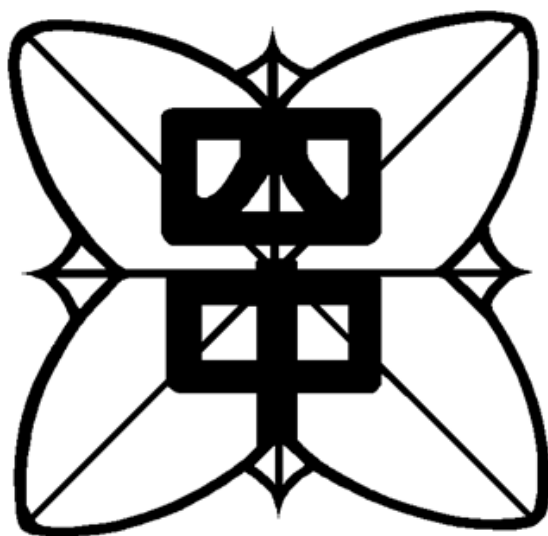


令和4年度

生活のきまりと

マナー



練馬区立開進第四中学校

生活指導部

生活のきまりについて

【生徒の心得】

開進四中の生徒として誇りと自信をもち、集団生活のマナーを守って生活する。

【学校のきまりやマナー】

1. 登 校
 - ・8:00~8:20 を目安に登校し、8:25 までに席について担任を待つ。
 - ・先生方に出会った場合は、大きな声できちんと挨拶をすること。
 - ・欠席、遅刻の場合は、8:15 までに保護者からの電話による連絡を原則とする。早退、見学などの場合は、生徒手帳を利用して担任の先生に朝の内に届ける。

2. 下 校
 - ・下校時刻は、15:55(土曜日を除く。水曜日は 14:50 のことも有り)
 - ・部活動の最終下校時刻は、18:30 とする。(大会前は会場準備等で延長する場合有り)
 - ・教師の指示なしに、無断で学校内に残っていることがないようにする。

3. 授 業
 - ・予鈴・始業のチャイムに間に合うように教室に入って、学習の体勢をとる。
 - ・特別教室等への移動は、休み時間中に済ませ遅れないようにする。
 - ・授業の始まりと終わりの挨拶はきちんと行う。
 - ・授業開始から5分経っても先生がみえない時には、学級委員が職員室に連絡に来る。
 - ・授業の服装は標準服を基本とする。
 - ・体育等の見学は、生徒手帳による保護者の連絡で許可することを原則とする。
 - ・次時の授業の予定や準備等は、各教科係が授業終了後及び前日の昼休みまでに先生から指示を聞いておく。

4. 職員室
 - ・用事がある生徒のみ入室する。
 - ・入室する際はコート等を脱ぎ、荷物は廊下に置いた上で、『失礼します』と挨拶を行い、退室する際は『失礼しました』の挨拶をしっかりと行う。
 - ・定期考査1週間前や、職員会議中、朝の打ち合わせ時(8:15~8:25頃)は入室禁止。

5. 保健室
 - ・原則として休み時間に利用する。その際はクラスの保健委員に連絡しておく。
 - ・授業中または授業にかかりそうな場合は、学級担任または教科担任の許可をもらって利用する。
 - ・保健室からは渡された「保健室連絡カード」は教科担任→担任の順に渡す。
 - ・その他こころやからだについて知りたいとき、相談事などがあるとき等に利用する。

6. 服装等
- ・生徒手帳の 18,19 ページを参照。
 - ・男女共に標準服を着用する。

男子は、濃紺色のブレザーにグレーのスラックス

女子は、濃紺色のブレザーにグレーのベストとスカートもしくはスラックス

	男 子	女 子
服	<ul style="list-style-type: none"> ・左胸に校章エンブレムをつける。 ・ベルトは黒の単色とし、派手な飾り等のないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左胸に校章エンブレムをつける。 ・スカート丈は、膝が隠れる程度とし、短くすることがないように。
	<ul style="list-style-type: none"> ・スラックスの場合、Yシャツやブラウスを外にだしたり、すそを引きずらせたり、だらしない着こなしをしない。 ・靴下は白,黒,紺とする。ワンポイント可。くるぶしソックスは禁止。女子は冬季の黒タイツを認める。 ・Yシャツやブラウスの袖ボタンはきちんと留める。 ・夏季はブレザーを脱ぎ、ワイシャツの左胸に校章をつける。 ・黒,紺,グレーのVネックのセーターは、着用しても良い。カーディガンは不可。 ・セーターを袖や裾から出さない。 ・コートは、Pコート,ダッフルコート,スクールコートとし、色は黒,紺,グレーの単色とする。 ・マフラー、手袋、ネックウォーマーは着用可(特に規定は無いが、教室内で着用しない) ・式典等は規定の標準服のみとし、セーターなどはすべて着用不可。その際靴下は白とする。 	
装	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 冬服期間： 11月1日 ~ 4月30日 (完全冬服) 夏服期間： 5月1日 ~ 10月31日 ※ 数週間程度の移行期間をもうける。 </div>	
	※ 男女とも5月1日から10月31日の間は、ネクタイ、リボンの着用はしない。寒ければブレザーの着用を認める。	
頭	<ul style="list-style-type: none"> ・横の髪が耳にかかったり、後ろ髪がえりにかかったりしないようにすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・肩に掛かる場合は黒、紺、茶のゴムで結わく。 ・髪どめは黒のヘアピンとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女とも頭髪は清潔に、髪型は学業に支障のないものとする。 ・染色、脱色、パーマ、加工することは全て禁止とする。 ・前髪は目に掛かることがないようにする。 ・整髪料はつけない。 ・眉毛等はいじらない。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾品関係はすべて禁止。 ・爪を伸ばしたり磨いたり塗ったりしない。 ・体操服のシャツはきちんと中に入れる。 ・ピアスは禁止 ・無色、無香料の薬用リップ以外の化粧品類は禁止。 ・制汗剤はスプレー類や液体等は不可とし、汗ふきシートは無香料のものとする。 	

7. 履き物
- ・上履きは学校で定めたものを用い、必ず姓を指定された場所にはっきりと書く。
 - ・通学靴は運動のできる靴とする。

【校内生活】

1. 持ち物
 - ・学習に関係のないものは、一切学校に持ってこない。
 - ・カバンは、学校のロッカーに入るサイズであれば自由とする。
※縦 35.0cm 横 40.7cm 奥行 35.0cm
 - ・生徒手帳は常に携帯し、紛失等した場合には再発行してもらおう。再発行は、有料とする。
2. 教室内
 - ・机、椅子、その他の用具を傷つけたり、座席は勝手に変えたりしない。
3. 廊下
 - ・通る人のじゃまにならないように気を付ける。
 - ・廊下で遊ぶことは禁止する。
4. 図書室
 - ・使用規定をよく見て利用する。
5. 保健室
 - ・からだの具合が悪くなったときには、保健委員に申し出て、先生に連絡してもらい、保健室では静かに休む。それ以外には、勝手に保健室に入ってはいけない。
6. 体育館
 - ・体育館は、休み時間等使用できない。
 - ・2階(ギャラリー)に上がってはいけない。
電気のスイッチや暗幕なども勝手に手を触れない。
7. 校庭
 - ・使った運動具の後始末をきちんとする。
 - ・危険な遊びは絶対にしない。
8. 事務室
 - ・事務室では学割の発行、生徒手帳の再発行等をしてもらえる。
必要なときは用紙をもらって記入する。
9. 昇降口
 - ・いつも決められた昇降口から出入りし、決められた下駄箱を使う。
 - ・汚れないように、皆で注意していつもきれいにしておく。
10. その他
 - ・学校の設備や備品などは使用上の注意を守り、大切に使う。

【通学】

1. 交通道徳をしっかり守る。(身体の安全をはかり、人に迷惑をかけない)
2. 登下校の途中で買い食いなど品位を損なうようなことはしない。
3. 交通事故防止のため、自転車通学をしてはいけない。
4. 毎日、同じ道順で通うこと。
5. 再登校や休日の登校は、標準服・体育着とする。

◇ボールの貸し出しについて

昼休み(13:10~13:25)にボールの貸し出しをするのでルールを守って使用しましょう。

1. ボールは生徒手帳と交換する。
2. 危険な遊びはしない。
3. 貸し出し用ボール以外は使用しない。
4. 予鈴がなったら速やかに返却する。
5. ボールの貸し出しは、生徒会が行い、生徒会の指示に従う。